

特定非営利活動法人 C O C O 湘南 定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この法人は、高齢者のためのバリアフリーグループリビング及び高齢者地域活動センターの運営並びに関連事業を通じて、高齢者の健康で文化的な生活を支援し、明るい地域社会づくりに貢献することを目的とします。

(名称)

第2条 この法人は、特定非営利活動法人C O C O 湘南と称します。但し法人登記にあたっては、特定非営利活動法人ココ湘南と表記します。

(特定非営利活動法人の種類)

第3条 この法人は、第1条の目的を達するため、次の種類の活動を行います。

- (1)福祉の増進を図る活動
- (2)社会教育の推進を図る活動
- (3)まちづくりの推進を図る活動

(特定非営利活動に係わる事業の種類)

第4条 この法人は、前条の活動に係わる次の事業を行います。

- (1)高齢者のためのバリアフリーグループリビング及び高齢者地域活動センターを開設し、運営する事業
- (2)高齢者への家事援助、介助並びに介護サービスの事業
- (3)高齢者のための生涯学習、リクリエーションの事業
- (4)高齢者の地域連帯を促進し、自立と共生を支援する事業

(事務所)

第5条 この法人の主たる事務所は、神奈川県藤沢市湘南台7丁目32番地の2におきます。

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進上の社員とします。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2)賛助会員 この法人の事業に協力するために入会した個人及び団体

(加入)

第7条 正会員になろうとする者は、この法人が定める加入申込書に入会金及び年会費を添えて提出し、理事会の承認を受けたのち正会員となることができます。

2 賛助会員になろうとする者は、年会費を納入することによって会員となることができます。

(脱退)

第8条 この法人の正会員は、この法人が定める脱退届を理事会に提出することによって任意に脱退することができます。

2 正会員が次の各号に該当するときは、理事会の議決を経て、脱退したものとみなします。

(1)死亡したとき

(2)正会員としての活動が困難と認められるとき

(3)法人又は団体が解散若しくは破産したとき

(4)会費を1年以上滞納したとき

(除名)

第9条 正会員が次の事項に該当したときは、会員総会において正会員総数の3分の2以上の議決により除名することができるものとします。この場合、その正会員に対し、議決に先立って弁明の機会を与えなければなりません。

(1)この法人の定款又は規約に違反したとき

(2)この法人の事業を妨げる行為をしたとき

(3)この法人の事業に関して不正の行為をしたとき

(4)その他この法人の社会的信用を著しく傷つけたとき

(入会金及び会費)

第10条 この法人の入会金及び年会費の額は総会で定めるものとします。

2 会員は毎年1回年会費を納入しなければなりません。

3 納入された入会金及び会費は、理由の如何を問わず返還されません。

4 入会金及び会費に関する手続きは、別に定める会費規約によります。

第3章 役員

(役員の数)

第11条 この法人の役員及び定数は、次の通りとします。

(1)理事 10名以上13名以内

(2)監事 2名以上3名以内

(役員を選出)

第12条 役員を選出は、会員総会において行います。

- 2 役員を選出に関する手続きは、別に定める役員を選出に関する規約によるものとします。

(役員代表権)

第13条 理事会は、理事の中から理事長1名、副理事長2名、常務理事1名を選任します。

- 2 この法人の代表権は、理事長、副理事長及び常務理事が持つものとします。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とし、再任を妨げないものとします。

- 2 任期満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選出された役員が就任するまで、その職務を遂行するものとします。

(役員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、別に定める役員を選出に関する規約の定めるところにより、1ヵ月以内に補充しなければならないものとします。

(役員責任)

第16条 理事長はこの法人を総理し、機関運営及び事業運営の中心的役割をにない、第1条の目的達成に全力を尽くすものとします。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、業務を掌理し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。
- 3 常務理事は、理事会の議決にもとづき日常業務を処理します。
- 4 理事は理事会を構成し、業務の執行を決定し、決定の執行に当たって共同の責任を負うものとします。
- 5 監事は毎事業年度2回以上、この法人の財産及び理事の業務執行の状況を監査し、その結果を会員総会又は所轄庁に報告します。この報告をするために必要がある場合には、総会を招集することができます。
- 6 監事は必要があると認めるときは、理事会に出席し意見を述べることもできるものとします。

(報酬等)

第17条 役員報酬に関しては、会員総会で定めるものとします。

- 2 役員には、役員としての活動にともなって発生した費用を弁償するものとします。

第4章 会 議

(会員総会)

第18条 この法人の最高意思決定機関は、会員総会とします。

- 2 会員総会は、正会員をもって構成します。

- 3 会員総会は、通常総会及び臨時総会とし、第 16 条第 5 項の場合を除き理事長が招集します。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、会日の 5 日前までに通知するものとします。

(会員総会の開催と議事)

第 19 条 通常総会は、毎年 1 回事業年度終了後 2ヶ月以内に開催します。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めた場合、正会員の 5 分の 1 以上の請求があった場合又は第 16 条第 5 項の規定により監事から招集があった場合に開催します。
- 3 通常総会は次の事項を審議・議決します。
 - (1)事業報告及び決算報告並びに監査報告の承認
 - (2)事業計画及び予算
 - (3)役員を選出及び解任、報酬
 - (4)入会金及び年会費の額
 - (5)定款の変更、規約の制定・改廃
 - (6)除名
 - (7)合併、解散及び解散した場合の残余財産の処分
 - (8)その他理事会が総会に付議することを議決した事項
- 4 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出します。
- 5 総会は正会員の過半数の出席及び委任状で成立し、議長は出席者（委任出席を含む）の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長が決するものとします。
- 6 正会員は、その会費口数の多少にかかわらず、各 1 個の議決権を有します。

(議事録)

第 20 条 議長は、総会の議事について議事録を作成し、議長及び出席した正会員のうちからあらかじめ指名された議事録署名人 2 名が署名し、これを保存しなければならないものとします。

(理事会の招集と議事)

第 21 条 理事会は、理事をもって構成します。

- 2 理事会は、理事長が招集します。理事長に事故あるときは副理事長が、理事長並びに副理事長に事故あるときは、理事会においてあらかじめ定めた順位に従って他の理事が招集するものとします。
- 3 理事の過半数から招集請求があったときは、理事長は 2 週間以内に理事会を招集しなければなりません。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知するものとします。
- 5 理事会は、理事の過半数の出席で成立するものとします。

- 6 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するものとします。
- 7 理事会の議長は、理事会において出席理事の中からその都度専任するものとします。
- 8 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を審議・議決します。
 - (1)事業計画及び収支予算の作成並びに軽微の変更
 - (2)事業報告及び決算の承認
 - (3)日常業務の執行に関する事項
 - (4)事務局の組織及び運営
 - (5)総会に付議すべき事項
- 9 議長は、理事会の議事について議事録を作成し、議長及び出席した理事のうちからあらかじめ指名した議事録署名人1名が署名し、これを保存しなければならないものとします。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第22条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成します。

- (1)設立当初の財産目録に記載された資産
- (2)入会金及び会費
- (3)寄付金品
- (4)事業に伴う収入
- (5)資産から生じる収入
- (6)その他の収入

(資産の管理)

第23条 この法人の資産管理は、別に定める会計規約により行うものとします。

(経費の支弁)

第24条 この法人の経費は、資産をもって支弁するものとします。

(事業年度)

第25条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

(会計原則)

第26条 この法人の会計は、次の原則に従って行うこととします。

- (1)収入及び支出は、予算に基づいて行うこと
- (2)会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること
- (3)財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状

態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること

(4)会計処理の基準及び手続きは、別に定める会計規約によるものとします。

(事業計画及び収支予算並びに暫定予算)

第 27 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に理事会の議決を経た上、通常総会の議決を得るものとします。

2 前項の規定にかかわらず、4月1日から5月31日までの間の暫定予算に関しては、理事会の議決をもって執行できるものとします。但し暫定予算は当該事業年度の通常総会に報告し、その承認を得なければならないものとします。

3 第1項の事業計画及び収支予算は、理事会の議決を経て軽微の変更をすることができるものとします。但し変更された内容に関して、理事会は当該事業年度終了後の通常総会に報告し、その承認を得なければならないものとします。

(事業報告及び決算)

第 28 条 この法人の事業報告、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、事業年度終了後に遅滞なく作成し、理事会の議決及び監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を得るものとします。

(剰余金の処分)

第 29 条 この法人の決算において剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越し、事業計画の執行に役立てるものとします。

(事業計画書等の備置き及び閲覧)

第 30 条 この法人の各年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、主たる事務所並びに各事業所に備え置き、だれでも閲覧できるようにします。

第 6 章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第 31 条 この定款を変更しようとするときは、会員総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経て、所管庁の認証を受けるものとします。但し特定非営利活動促進法第 25 条第 3 号に規定する軽微な事項を除きます。

2 前項但し書に係わる変更を行った場合には、速やかに所轄庁にその旨を届け出るものとします。

(法人の解散)

第 32 条 この法人は、次の事由により解散するものとします。

(1)総会の決議

(2)目的にて特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)正会員の欠亡

(4)合併

(5)破産

(6)所轄庁による認証の取消し

- 2 前項第1号の規定に基づいて解散する場合は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならないものとします。
- 3 第1項第2号の規定に基づいて解散する場合は、所轄庁の認定を得るものとします。
- 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となります。

(残余財産の帰属)

第33条 解散に至ったときの残余財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人又は社会福祉法人に寄付するものとします。

(公告の方法)

第34条 この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

- 2 法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第7章 その他

(委員会)

第35条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、総会の議決を経て、必要に応じて委員会を設けることができます。

- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査・研究又は事業を遂行するものとします。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議を経て別に定めます。

(事務局)

第36条 この法人は、事務を処理するため事務局をおくことができるものとします。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置きます。
- 3 事務局長は、理事会の同意を得て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免します。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議を経て別に定めます。

(実施細則)

第37条 この定款の実施に関して必要な細則は、理事会の議を経て別に定めます。

附 則

第1条 この定款は、この法人が成立した日（以下「設立日」という）から施行します。

第2条 この法人の設立当初の入会金及び会費は、定款第10条の規定にかかわらず、設立総会の議決により次の通りとします。

(1)入会金	正会員	個人		5,000円
		団体		10,000円
(2)年会費	正会員	個人	1口	5,000円
		団体	1口	10,000円
	賛助会員	個人	1口	2,000円
		団体	1口	5,000円

第3条 この法人の設立当初の役員は、第12条の規定にかかわらず、次に掲げる者とし、その任期は、第14条の規定にかかわらず、設立日から平成12年5月31日までとします。

(1)理事長 西條 節子

(2)副理事長 小林 一夫

(3)常務理事 井之川平等

(4)理事 阿部 紀子 正田ミツ子 高橋 郁子
最上真理子 森 てるみ

(5)監事 大津 治子 眞野喜美子

第4条 この法人の設立当初の事業年度は、第25条の規定にかかわらず、設立日から平成12年3月31日までとします。

第5条 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第19条第3項並びに第27条第1項の規定にかかわらず、設立総会の議決によります。

附則 この定款は、平成23年2月18日から施行する。

附則 この定款は、平成30年5月26日から施行する。